

就労支援機関等に対するヒアリングについて

機関名 特別支援学校

地域の就労支援の在り方を検討するに当たって、以下の質問について、下記の枠内に簡潔にお答えください。なお、参考資料を添付する場合であっても、ご回答は枠内に記載していただくよう、お願いします。

《貴機関に係る地域の就労支援機関の実情・課題等についてお答えください》

- ①-1 貴機関が活動する地域において、福祉施設の障害者や特別支援学校卒業者について、企業への就労（雇入れ、職場定着を含む）をさらに進めるための課題はなんですか。貴機関、貴機関以外の他の就労支援機関、その他の課題ごとにお答えください。

（貴機関の課題）

- ① 特別支援学校高等部在籍者数が年々増大しており、就業体験先及び雇用企業の拡大が必要である。
- ② 産業構造の変化や社会情勢にあわせた職業教育の学習内容の改善が必要。また、小学校段階・中学校段階からの就労意欲の形成に向けたキャリア教育の充実が必要。
- ③ 上記2点の課題を解決するために、教員の専門性の向上が必要であり、人材育成としての研修機会が必要。
- ④ 個別の教育支援計画を作成・活用し、卒業後の就労定着を図るためにも、就労支援機関（ハローワーク、地域障害者職業センター、就業・生活支援センター、就労支援センター等）や生活支援機関（市町村福祉課、生活支援センター等）医療機関とのケース検討を含めた連携が、在学中から必要。

（他の就労支援機関の課題）

- ① 区市に設置されている就労支援センター（都単独事業）の登録者数が年々増加し、職員不足の状況になってきている。また、職員の定着及び研修が課題となっている。
- ② ハローワークは、平成18年の連携通達の成果もあり、特別支援学校との連携が年々活発になってきている。職業安定担当者会議に加え、ハローワーク職員による定期的な学校訪問と相談機会があり、企業等への同行支援、保護者や生徒への職業講話等、求職登録以外の手厚い支援が行われている。こうした変化を学校関係者がしっかりと認識することが必要。
- ③ 地域障害者職業センターとは、特別支援学校において比較的支援が困難なケースについて職業評価・職業相談を受けていただいております。学校との定期的な会議も設定されている。最近では、精神障害者及び発達障害者への支援が増加し、

こうした連携へとつながってきた。今後は、高等学校に在籍する障害者への職業相談・職業評価のニーズが増えると思われる。

(上記以外の課題)

- ① 地域の市には就労支援センター（都単独事業）が設置されているが、町村部にはまだ設置されていないため、地域障害者職業センターが支援をしている状況がある。都では、障害保健福祉圏域がないため、こうした自治体による地域差が出ていることが課題である。
- ② 生徒・保護者への生活上の支援を必要とするケースもあり、就労定着に向けた生活支援機関、医療機関との個別の支援会議や成人期の消費者被害等から身を守る生涯学習の機会の保障も必要である。

①-2 ①-1 のほか、障害特性ごとの課題はありますか。あるとすればどういった課題がありますか。

- ① 身体障害・知的障害のある生徒・保護者については、障害者手帳の取得も含め、福祉サービスの利用をしてきているが、早期からの療育や教育により、ADLの確立や適切なコミュニケーションの方法を身につけることで、就労の可能性が広がることを期待できる。
- ② 肢体不自由の障害のある生徒の場合、職場での日常生活動作（食事・排泄等）を介助する制度やヘルパー利用ができると、就職の可能性が広がるが、現状では利用ができない。
- ③ 一方、発達障害を併せ持つ生徒・保護者については、医療とのつながりが薄く、適切な対人関係を構築できないまま高等部に進学している状況が見られる。家族への支援も含めた、早い段階からの専門家による相談支援が必要である。

②-1 ①の課題を克服するため、地域の就労支援機関の連携・ネットワークの構築が重要だと考えられますが、貴機関が活動する地域において、他の就労支援機関との間で、どういった役割分担で、どういった連携・ネットワークを構築していますか。

- ① 在籍生徒の増加に伴う就業体験先や雇用企業の確保及び福祉就労先の情報共有のため、広域の特別支援学校の学校間連携（教育委員会都立学校教育部就労支援事業企業開拓部会による地域の複数の学校が所属するブロックの進路情報交換会：教育委員会が依頼した企業の就労支援アドバイザーと連携、校長会及び教育委員会の認定団体としての進路指導担当者の研究会：地域障害者職業センターと連携）を構築している。

- ② 本校生徒のインターンシップに協力していただいている事業所との定期的な協議会を開催している。(約30社、年3回程度)
- ③ 就労支援機関では、管轄ハローワークとは職業安定担当者会議を含め月に1回～2回、地域職業センター、就労支援センター、就業・生活支援センター、東京ジョブコーチ等とは定期的に連絡会を持ち、2・3年生との面談、現場実習への同行支援、関係者との支援会議に協力していただいている。(会議は年1～2回程度)
- ④ 学校所在地(通学区域)の自治体の障害福祉課及び福祉施設との連絡会(年3回程度)、及び保護者を交えた懇談会(年1回程度)を開催している。

②-2 地域の就労支援機関と連携・ネットワークを構築するに当たって苦労した点は何ですか。また、連携・ネットワークを維持・強化していくための課題(阻害要因)は何ですか。

(連携・ネットワークの構築に当たって苦労した点)

- ① お互いの機関及び利用者・在校生・保護者にとってメリットがあることを共有するまでの話し合いや相互の訪問。
- ② 会議等における個人情報の扱いについて。
- ③ 立ち上げ当初の会議の日程調整。

(連携・ネットワークの維持・強化のための課題(阻害要因))

- ① 連携することによる各機関の効率化や当事者への有効な支援が見えること、また、それを共有できること。具体的には、ケース検討や担当者への成果のフィードバックが大切。
- ② 障害保健福祉圏域の設定とお互いの機関の担当者の出張のしやすさ。

《就労支援機関での活動経験を踏まえたご意見・お考えをお答えください》

③-1 就労支援機関による連携・ネットワークがない地域において、新たに就労支援機関による連携・ネットワークを構築するためには、どういった方策が有効だと考えますか。

- ① 相互に機関間での訪問・見学が、まず大切。お互いの長所や得意分野を共通理解したい。
- ② 個別のケース事例から、機関同士の連携を始めたい。好事例を積み上げる中から、機関間連携が定着する。
- ③ 地域の就労支援の専門家による研修機会の設定や、先進地域の見学等による研修を実施し、人材育成を行う。

③-2 すでに就労支援機関による連携・ネットワークがある地域において、今後、どういった点を充実・強化すべきと考えますか。

- ① 就労困難なケース事例を検討し、関係機関で役割分担を進めつつ、解決の方策を共有していく。
- ② 本人に加え、家族への就労及び生活上の支援が必要な場合について、新たな機関を加えられるような素地を地域に形成したい。
- ③ 本人・保護者からの委託を受けて、生育暦や教育暦、就労経過等の個人情報管理する自治体のセンターまたは機関ができると、連携はより充実すると思われる。

④ 就労支援機関のネットワークを構築する中で、企業に求める役割はありますか。あるとすれば具体的にどんな役割を求めますか。

障害者雇用促進法の改正で、障害のある人の希望等に合わせて、短時間労働も含め多様な雇用形態になってきている。その上で、以下の点についてお願いをしたい。

- ① 雇用した卒業生について、個別の支援計画を活用しながら、関係機関の協力を得て、キャリアアップ、人材育成を図ってほしい。
- ② 就労生活の安定を考え、アパート等の利用者への家賃補助、社員寮の活用等も検討してほしい。

以上、ご協力ありがとうございました。